

(別添日程)

令和5年度 特定事業所集中減算の取り扱いスケジュールについて

「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算の取り扱い（令和5年度）について（通知）」に記載した、紹介率最高法人の紹介率が80%を超え、「その他正当な理由」として申し出られた場合の減算の適否の判断等については下記の日程で行う予定ですので、ご承知願います。

なお、「その他正当な理由」と認められるかどうか等の照会には応じられませんのでご了承ください。

記

前 期	後 期	手 続 き
(令和5年) 7月31日	(令和6年) 1月31日	・ 紹介率最高法人への紹介率が80%を超える見通しだが、「その他正当な理由」(⑤の理由の場合)がある場合の市への申出期限 (<u>該当の事業所→市</u>)
8月1日 ↓ 8月22日	2月1日 ↓ 2月22日	・ 上記申出のあった事業所においてヒアリング等の実施 * 日程については追って市から連絡します。
9月初旬	3月初旬	・ ヒアリング等の結果、やむを得ないと判断するかどうかの通知
9月15日 【必着】	3月15日 【必着】	・ 特定事業所集中減算にかかる報告書類提出 (<u>事業所→市</u>) * 追加で資料を求める場合があります。